

長野県歯科口腔保健推進条例 逐条解説

(最終改正 令和3年10月条例第33号 令和3年10月18日施行)

	ページ
条例改正（令和3年10月改正）について	2
前文	4
第1条 目的	6
第2条 基本理念	8
第3条 県の責務	10
第4条 市町村との連携協力等	11
第5条 保健、医療、福祉、教育等に関する者の役割	12
第6条 事業者及び保険者の役割	14
第7条 県民の役割	16
第8条 歯科口腔保健推進計画	17
第9条 市町村に対する情報の提供及び支援等	20
第10条 基本的施策の実施	21
第11条 歯と口の健康週間	36
第12条 歯科口腔保健に関する実態調査等	37
第13条 財政上の措置	38
第14条 施策の実施状況の報告及び公表	39
附則	40

< 条例改正（令和 3 年 10 月改正）について >

【改正の背景】

本条例は、健康長寿県の確立に寄与することを目的とし、県民が生涯を通じて必要な歯科に関する保健医療サービスを受けることができる環境を整備することを基本理念として、平成 22 年 10 月に議員提案により制定された。

条例制定から 10 年が経過した現在では、「オーラルフレイル」という新たなキーワードに象徴されるように、口腔機能の維持と全身の健康とのつながりがますます重要視されている。

これを踏まえ、長野県議会では、目的に「健康寿命の延伸」を明記し、その実現に向けた基本的施策を新たに定めることにより、最新の知見や社会情勢を踏まえた取組を展開していく起点とするべく、一部改正を行った。

【改正の概要】

- 1 題名を「長野県歯科口腔保健推進条例」とした。
- 2 目的（第 1 条）に「健康寿命の延伸」を加えた。
- 3 基本的施策（第 10 条）に以下の 6 項目を新たに定めた。
 - ・ 県民が定期的に歯科口腔に係る検診及び歯科保健指導を受けるための取組の推進（第 2 号）
 - ・ 災害時における歯科口腔に関する保健医療サービスの迅速な提供のための体制の確保（第 7 号）
 - ・ 歯科及び医科の連携による保健医療サービスの充実（第 8 号）
 - ・ 歯科口腔に関する保健医療サービスに携わる者の確保及び資質の向上（第 9 号）
 - ・ オーラルフレイル対策の推進（第 13 号）
 - ・ 感染症の予防対策（第 14 号）
- 4 その他、語句の整理等所要の改正を行った。

（主な改正箇所）

 - （1）題名に「口腔」を加えたことに関連するもの
 - ・ 歯科→歯科口腔（第 2 条、第 4 条、第 10 条）
 - ・ 歯科に関する健康診断及び保健指導→歯科口腔に係る検診及び歯科保健指導（第 6 条）

- ・ 歯科保健→歯科口腔保健（前文、第 12 条）
- ・ 歯科疾患→歯科口腔疾患（前文、第 10 条、第 11 条、第 12 条）
- ・ 歯科医療→歯科口腔医療（第 10 条）
- ・ 歯科保健推進計画→歯科口腔保健推進計画（第 8 条）

(2) その他

- ・ 歯の衛生週間→歯と口の健康週間（第 11 条）

(前文)

豊かな自然環境に恵まれ、多様な食文化を有する本県は、昭和 62 年以來「長野県保健医療計画」を通じ、県民が「いつでも」「どこでも」「等しく」保健医療サービスが受けられる体制整備を目指して取り組み、「健康長寿県 長野」として発展してきた。また、多年にわたる 8020 運動の推進により、県民の歯及び口腔^{くわう}の健康に対する意識も高まってきた。

しかしながら、近年、長寿社会を迎え高齢者や介護を要する者への口腔ケアの重要性、食育と歯及び口腔の健康づくりとの関連性、歯周病等と全身の健康との関連性等が注目されてきており、とりわけ生活習慣病や誤嚥^{えん}性肺炎等に対する歯科口腔疾患の予防の有効性及びオーラルフレイル対策をはじめとした歯科口腔保健が全身の健康状態の改善に寄与することが明らかになってきていることから、県民の歯及び口腔の健康づくりに向けた一層の取組が求められている。

こうした中で、歯は単に食物を咀嚼^{そしやく}するというだけでなく、食事や会話を楽しむなど豊かな人生を送るためにも重要であり、健康の原点ともいわれる歯科口腔保健対策を更に充実させ、生涯にわたって健康でいきいきと自立した生活を送ることができる地域社会を構築し、健康長寿県として将来に継承していくことが必要である。

このような認識に基づき、乳幼児期、学齢期、成人期及び高齢期のライフステージごとに、フッ化物応用の普及や歯科口腔に係る検診による歯及び口腔の健康づくりを充実させるとともに、すべての県民が住み慣れた地域において、災害時も含め、生涯を通じて必要な歯科口腔に関する保健医療サービスを受けることができることにより、県民が健康で明るく暮らせる社会づくりに資することを目標とし、実効性ある施策を具体化させるために、この条例を制定する。

【趣旨】

豊かな自然環境と多様な食文化のもと、これまでの県民の健康づくりに関する多年にわたる取組により、本県が「健康長寿県 長野」として発展してきた経過を記述している。

こうした背景のもと、近年明らかになってきた歯及び口腔の健康と全身の健康との関連性や、県民が生涯にわたって健康でいきいきと自立した生活を送っていく上での歯及び口腔の健康づくりの重要性等にかんがみ、県民の歯及び口腔の健康づくりを一層推進していくことにより、本県が将来にわたっ

て健康長寿県としての地位を継承していくことを目的に、この条例を制定するに至った旨を述べているものである。

※令和3年10月改正において、本則の改正に合わせ「オーラルフレイル対策」「災害時も含め」等を追加した。

(目的)

第1条 この条例は、歯及び口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、県の責務及び保健、医療、福祉、教育等に関係する者等の役割を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定め、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進することにより、県民の健康の保持増進及び健康寿命の延伸を図り、もって健康長寿県の確立に寄与することを目的とする。

【趣旨】

○本条は、この条例の制定目的、内容を端的に示したものである。

○この条例は、歯及び口腔の健康づくりが県民の心身全体の健康の保持増進に重要な役割を果たしていることを踏まえ、基本理念や施策の基本的事項を定めるとともに、県の責務及び関係者等の役割を明らかにし、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を県全体で推進することにより、県民の健康の保持増進及び健康寿命の延伸を図り、もって健康長寿県としての本県の地位の確立に寄与することを目的としている。

※令和3年10月改正において「健康寿命の延伸」を追加した。

【解説】

◆「歯及び口腔の健康づくり」

歯及び口腔の衛生を保持するとともに、むし歯や歯周疾患（歯肉炎、歯周炎等）、オーラルフレイル等の予防及び治療を行うことで、健全な口腔機能を維持することをいう。

◆「総合的に推進する」

本条例に規定する各種施策を、県民、県その他歯科口腔保健に関係する者等が、各主体の取組を元に、一体的かつ有機的な連携を図りながら、県全体として取組を推進していくことをいう。

◆「県民」

本条例では、「県民」は長野県内に居住するすべての人をいう。

なお、条例は、原則として当該地方公共団体の区域全体にその効力を及ぼし、かつ、その区域外に効力を及ぼすことなく、施行の範囲を専ら一定の区域として考える属地主義をとるのが一般的であり、本条例においても属地主義を採用している。属地主義においては、その区域内に住所を有しない滞在

者に対しても適用される。

◆「健康」

本条例では、特に限定せずに「健康」としている場合、心身全体の健康をいう。

◆「健康の保持増進」

健康を保ち続ける（保持）とともに、増し進める（増進）ことをいう。

◆「健康寿命」

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいう。

◆「健康長寿」

生涯にわたって健康でいきいきと生活ができ、長寿を保つことをいう。

◆「健康長寿県」

本県は、平均寿命が全国トップクラスであるとともに、介護保険データを用いた健康寿命の指標でも全国1位が続いており、「健康長寿県」として注目されていることから、健康寿命の他の指標の向上も含め、将来にわたってこの「健康長寿県」を継承することが求められている。

◆（参考）「歯」と「口腔」の関係について

「口腔」とは解剖学的に口唇、歯肉、舌、頬部（頬粘膜）、口腔底、軟口蓋、硬口蓋等を指すものとされており、「歯」もその一部に含まれる。本条例においては、「口腔」のみでは県民にとって分かりにくいとする意見等を踏まえ、「歯及び口腔」と表記することとしている。

(基本理念)

第2条 歯及び口腔の健康づくりは、常に最新の知見及び社会情勢を踏まえ、県民が自ら歯及び口腔の健康づくりに努めるとともに、その居住する地域にかかわらず等しく、生涯を通じて必要な歯科口腔に関する保健医療サービスを受けることができる環境が整備されることを基本として行われなければならない。

【趣旨】

○本条は、歯及び口腔の健康づくりに当たっては、最新の知見及び社会情勢を踏まえた上で、県民の自主的な努力の重要性とともに、居住する地域にかかわらず、人生の各ライフステージに最も適した歯科口腔保健医療サービスを県民すべてが受けられるよう施策を推進すべきことを基本理念として定めたものである。

【解説】

◆「基本理念」

歯及び口腔の健康づくりについての本条例における基本的な考え方のこと。

◆「常に最新の知見及び社会情勢を踏まえ」

最新の知見及び社会情勢とは、最新の医学的、科学的な知見と、高齢化の進行や保健医療サービスの提供状況、情報化の進展等をいう。

歯及び口腔の健康づくりに当たっては、常にこれら最新の知見及び社会情勢を踏まえて施策を推進することが必要である。

◆「県民が自ら歯及び口腔の健康づくりに努める」

歯及び口腔の健康づくりには個人の日々の取組が重要かつ不可欠であることから、県民が自ら進んで歯及び口腔の健康づくりに取り組む姿勢を述べたものである。

具体的な例としては、フッ化物配合歯磨剤を利用した歯磨き、定期的な歯科健診の受診等が想定される。

◆「その居住する地域にかかわらず等しく」

県内のどの地域に居住しても、同じように歯科口腔に関する保健医療サービスが受けられる状況を目指すことを述べたものである。

厚生労働省の「令和元年度無医地区及び無歯科医地区等調査」によれば、県内には令和元年10月末の時点で、交通の不便な地域を中心に10市町村、17地区の無歯科医市町村・地区が存在している。これらの地域の居住者にも、必要な歯科口腔に関する保健医療サービスが受けられるよう配慮した環境整備が求められている。

◆「歯科口腔に関する保健医療サービス」

以下の各サービスを合わせたものをいう。

・保健サービス

歯及び口腔の健康を保持増進するために行われる、健康教育、健康相談、保健指導、フッ化物歯面塗布、集団フッ化物洗口及び健康診断等のサービスをいう。

・医療サービス

歯及び口腔の疾患に関する治療及びそれに付随して行われる検査、リハビリテーション等のサービスをいう。

◆「生涯を通じて必要な歯科口腔に関する保健医療サービス」

乳児期、幼児期、学齢期、成人期、高齢期等各ライフステージに応じ、最も適切かつ効果が高いとされる方法であり、例として、最もむし歯になりやすい幼児期及び学齢期における、歯磨きの習慣づけ、フッ化物洗口等のむし歯予防対策の推進、歯を失う大きな原因である歯周疾患の罹患率が高まる成人期における、定期的な健診の受診や歯石の除去等の歯周疾患の予防対策の推進、また、生涯にわたる口腔ケア等の継続により、高齢期の誤嚥性肺炎等を予防するとともに、口を通じて食物を摂取する期間を延ばし、生活の質（QOL）の向上を図ること等が挙げられる。

◆「環境が整備されること」

ここでいう「環境」とは、県民一人ひとりの健康づくりの取組に影響を与える、家庭、地域、職場、社会を指す。

例としては、歯科医師・歯科衛生士等の巡回・訪問による歯科口腔医療の推進等に加え、集団フッ化物洗口、フッ化物歯面塗布及びフッ化物配合歯磨剤の普及等の取組が想定される。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念（第5条及び第6条において「基本理念」という。）にのっとり、県民の歯及び口腔の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

【趣旨】

○本条は、前条の基本理念にのっとり、歯及び口腔の健康づくりに取り組む県の責任と義務についての考え方を明らかにしたものである。

【解説】

◆「県」

「県」という用語は、執行機関としての知事だけでなく、県教育委員会、議会や警察なども含めた総体としての県を指す場合に用いている。（県の施策の具体的な実施主体を指す場合には、執行機関の総括者である「知事」という用語を用いている。）

◆「県の責務」

歯及び口腔の健康づくりの推進に関する実施主体としての県の責任と義務のことをいう。

◆「総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する」

歯及び口腔の健康づくりは、保健、医療、福祉、教育等、多くの分野に関係することから、県が全体的な視野に立って、第8条に規定する「歯科口腔保健推進計画」を策定し、これに従って施策を実施することをいう。

総合的かつ計画的な施策の策定及びその実施に当たっては、歯及び口腔の健康づくりに関する専門的又は技術的な知見等が必要であることから、歯科専門職員の配置等の体制整備が想定される。

(市町村との連携協力等)

第4条 県は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策の推進に当たっては、歯科口腔に関する保健サービスを行う市町村との連携協力及び調整に努めなければならない。

【趣旨】

○本条は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を推進するに当たっては、県が、歯科口腔に関する保健サービスの主要な実施者である市町村との連携協力及び調整に努めることについて規定したものである。

○県と市町村は対等協力の関係にあることから、市町村が実施する施策について、それぞれの方針や取組を尊重しながら、県等（県、国、長野県歯科医師会その他関係機関・団体）が行う施策・事業等との調和を図るよう、市町村との調整に努めることとしている。

【解説】

◆「歯科口腔に関する保健サービス」（第2条解説参照）

◆「連携協力」

同じ目的を持つ者が互いに連絡をとり合い、心を合わせて努力し、物事を行うことをいう。

法律では、それぞれ単独で使用されることもあるが、一語にまとめて使用される例も多い。

◆「調整」

取組、対応等についてお互いの状況を理解し、必要に応じてその内容や方法等を変更し、相互が円滑に活動できるようにすることをいう。

(保健、医療、福祉、教育等に係る者の役割)

第5条 保健、医療、福祉、教育等に係る者は、基本理念にのっとり、県民の歯及び口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、それぞれの者が行う歯及び口腔の健康づくりに関する活動と連携協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

○本条は、保健、医療、福祉、教育等に係る者の役割を定めたものである。

○これらの者は、県民の歯及び口腔の健康づくりに関して重要な役割を果たすことが特に期待されていることから、県民の歯及び口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、相互の活動において連携協力を図るよう努めることを規定したものである。

【解説】

◆「保健（に係る者）」とは、保健に係る機関・団体（保健所（保健福祉事務所）、市町村保健センター等）及びそれらに関連する歯科医師、医師、保健師（産業保健師を含む。）、歯科衛生士、栄養士、その他保健に係る者をいう。

◆「医療（に係る者）」とは、医療に係る機関・団体（医療機関、歯科医師会、医師会等）及びそれらに関連する歯科医師、医師、薬剤師、歯科衛生士、歯科技工士、看護師、栄養士、その他医療に係る者をいう。

◆「福祉（に係る者）」とは、福祉に係る機関・団体（保育所、介護保険事業者、社会福祉協議会、障害者支援施設等）及びそれらに関連する保育士、介護支援専門員、介護福祉士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、民生委員・児童委員、その他福祉に係る者をいう。

◆「教育（に係る者）」とは、教育に係る機関・団体（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、歯科関係の大学等、歯科衛生士養成学校等）及びそれらに関連する教職員、大学教員等、その他教育に係る者をいう。

◆「保健、医療、福祉、教育『等』に係る者」の『等』とは、食生活改

善推進連絡協議会、保健補導員等連絡協議会、P T A、育成会、シニア（高齢者）クラブ等の地域の活動組織やボランティア等及びそれらに関連する者・団体をいう。

◆「歯及び口腔の健康づくりに関する活動」

保健、医療、福祉、教育等の分野において行われる歯及び口腔の健康づくりに関する取組全般をいう。

(事業者及び保険者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、県内の事業所で雇用する従業員の歯科口腔に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。次項及び第10条第2号において同じ。）及び歯科保健指導の機会の確保その他の歯及び口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

2 保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者の歯科口腔に係る検診及び歯科保健指導の機会の確保その他の歯及び口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

【趣旨】

○本条は、事業者及び保険者の役割を定めたものである。

○事業者や保険者は、保健指導や健康診断の実施等を通じて、その従業員あるいは被保険者の健康の保持増進に重要な役割を担っていることから、第1項では事業者に対し、県内の事業所で雇用する従業員について、第2項では保険者に対し、県内の被保険者について、それぞれ歯科口腔に係る検診及び歯科保健指導の機会を確保するなど、歯及び口腔の健康づくりに関する取組の推進に努めることを規定したものである。

○この規定は、事業者及び保険者に対し、新たな義務を課すものではなく、自主的な取組を促すことを目的としている。

【解説】

「事業者」及び「保険者」は、第5条に規定する「保健（に係る者）」及び「医療（に係る者）」に含まれると解することも可能だが、「成人期」における歯及び口腔の健康づくりを推進するためには、成人を対象とした歯科口腔に係る検診や歯科保健指導の機会の十分な確保が必要であり、「事業者」及び「保険者」に期待される役割が極めて重要であることから、本条において特に規定するものである。

◆「事業者」

労働安全衛生法第2条第3号に定める「事業者」をいう。

労働安全衛生法では、事業者は、職場における労働者の安全と健康を確保するようしなければならない（同法第3条第1項）とされ、また、労働者に対して医師による健康診断を行わなければならない（同法第66条第1項）とされているが、歯科健診等の実施については、特別な場合を除き法律

上義務づけられていない。

(参考) 労働安全衛生法 (昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

③ **事業者** 事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。

(参考) 第 66 条 **事業者**は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による**健康診断**を行わなければならない。

3 **事業者**は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、**歯科医師による健康診断**を行わなければならない。

◆「歯科口腔に係る検診」

歯及び口腔の健康状態を診察及び検査することをいう。

◆「歯科保健指導」

個人あるいは集団を対象として口腔保健について専門の立場から正しい知識や技術を伝えることにより、口腔の保持増進に関する意識を高め、行動変容を起こすことを目的とした指導をいう。

具体的には、歯磨き指導(ブラッシング指導)、プラークコントロール(プラーク(歯垢)を減少させることをいう。)指導、食生活指導、生活習慣指導等、歯科口腔疾患の予防方法を指導することが想定される。

◆「保険者」

医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村(特別区を含む。)、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団等をいう。

○健康保険法(大正 11 年 4 月 22 日法律第 70 号)

第 150 条 **保険者**は、(略)健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者及びその被扶養者(以下この条において「被保険者等」という。)の自助努力についての支援その他の被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

2～7 略

(県民の役割)

第7条 県民は、歯及び口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する施策を活用すること及び歯科医師等の支援を受けること等により、自ら歯及び口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

【趣旨】

○本条は、県民の役割を定めたものである。

○歯及び口腔の健康づくりの推進に当たっては、基本理念でも述べているとおり、県民の自主的な取組が極めて重要であることから、第1項においては、歯及び口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう県民自身が努めることを規定したものである。

○また、第2項においては、県及び市町村が実施する施策の活用や、歯科医師や歯科衛生士等による歯科口腔疾患の治療・予防等に関する支援を受けること等により、県民自らが歯及び口腔の健康づくりに主体的に取り組むよう努めることを規定したものである。

【解説】

◆「県民」（第1条解説参照）

◆「歯科医師等の支援を受ける」

かかりつけ等の歯科医療機関等で、必要時または定期的に、歯科医師や歯科衛生士による保健医療サービス（第2条解説参照）を受けることをいう。

(歯科口腔保健推進計画)

第8条 知事は、県民の生涯にわたる歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する基本的な計画（以下この条において「歯科口腔保健推進計画」という。）を定めるものとする。

2 歯科口腔保健推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康づくりに関する基本的な方針
- (2) 歯及び口腔の健康づくりに関する施策
- (3) 歯及び口腔の健康づくりに関する目標
- (4) 歯科口腔保健推進計画の位置付け及び期間
- (5) 歯科口腔保健推進計画の進捗管理及び評価方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、歯科口腔保健推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民、市町村及び歯及び口腔の健康づくりに関する学識経験者等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、歯科口腔保健推進計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 知事は、歯科口腔保健推進計画における施策の進捗状況を踏まえ、おおむね5年ごとに見直しを行うものとする。

6 第3項及び第4項の規定は、歯科口腔保健推進計画の変更について準用する。

【趣旨】

○本条は、県が歯及び口腔の健康づくりを推進する上で基本となる「歯科口腔保健推進計画（以下「推進計画」という。）」について定めたものである。

本条例の目的の実現に当たっては、条例に掲げる基本理念や方向性が、実効性ある施策をもって担保されることが重要であり、歯及び口腔の健康づくりに関する基本的な方針や施策及び目標等を示す推進計画の策定を知事に義務付けることにより、総合的かつ計画的な施策の推進を図るものである。

○第1項は、知事に対し、推進計画の策定を義務付けたものである。

【解説】

◆「総合的かつ計画的に推進」（第3条解説参照）

歯及び口腔の健康づくりは、保健、医療、福祉、教育等、多くの分野に係ることから、県が全体的な視野に立って、第8条に規定する「歯科口腔保健推進計画」を策定し、これに従って施策を実施することをいう。

○第2項は、推進計画に定めなければならない事項を明らかにしたものである。

【解説】

◆「基本的な方針」

本県における県民の歯及び口腔の健康づくりについての基本的な方向性のことをいう。

◆「施策」

本県における県民の歯及び口腔の健康づくりについて、県がとる対策のことをいう。

◆「目標」

本県における県民の歯及び口腔の健康づくりについて、達成すべき目標のことをいう。

◆「歯科口腔保健推進計画の位置付け及び期間」

推進計画の位置付けとは、同計画の策定の根拠となる条例（本条例第8条）、長野県総合5か年計画や、信州保健医療総合計画及びそれに包含される個別計画等との関係のことをいう。また、同計画の期間とは、推進計画の計画初年度から目標年度までの期間のことをいう。

◆「歯科口腔保健推進計画の進捗管理及び評価方法」

推進計画の進捗状況等を調査等によって把握し、その結果を評価する手順等のことをいう。

○第3項は、知事に対し、推進計画の策定に当たり、県民、市町村及び歯及び口腔の健康づくりに関する学識経験者等の意見を反映させるために必要な措置をとることを義務付けたものである。

【解説】

◆「歯及び口腔の健康づくりに関する学識経験者等」

歯及び口腔の健康づくりに関して学問上の高い見識と経験を持つ、保健、医療、福祉、教育等に関係する者・団体のことをいう。

◆「県民、市町村及び歯及び口腔の健康づくりに関する学識経験者等の意見を反映することができるよう必要な措置」とは、パブリックコメントや説明会の開催による意見聴取、意見照会等のことをいう。

○第4項は、知事に対し、推進計画を定めたときはこれを公表することを知事に義務付けたものである。

県が、推進計画に基づく歯及び口腔の健康づくりを推進するためには、県民、市町村及び歯及び口腔の健康づくりに関係する者等に対し、その内容等について周知を図る必要があることから、推進計画を定めたときは、これを公表することを規定したものである。

○第5項は、知事に対し、推進計画における施策の進捗状況を踏まえ、おおむね5年ごとにその見直しを行うことを規定したものである。

「おおむね5年ごと」としているのは、長野県総合5か年計画をはじめ県の主要な計画は、5年の期間を基準として策定されているものが多いことから、それらと整合性を図るためである。

ただし、国の施策の変更等、外部環境に大きな変動があった場合や期間途中の検証により十分な成果を見込むことができない場合等には、5年の期間に関わらず計画を見直すことも想定されることから、「おおむね」としている。

○第6項は、推進計画の変更について定めたものである。

推進計画を変更する場合においても、策定する際と同様、第3項の県民等の意見聴取、第4項の計画の公表を行う必要があることを規定したものである。

(市町村に対する情報の提供及び支援等)

第9条 県は、市町村が歯及び口腔の健康づくりに関する計画を策定し、又は施策を実施しようとするときは、その求めに応じて情報の提供及び専門的又は技術的な支援等を行うものとする。

【趣旨】

○本条は、市町村が歯及び口腔の健康づくりに関する計画を策定し、または施策を推進する際における県の支援等のあり方を規定したものである。

○県は、県全体の取組を総合的かつ計画的に推進するため、前条に規定する推進計画を策定するとともに、市町村が各々の実情に応じて計画を作成しようとする場合は、その求めに応じて情報の提供及び専門的又は技術的な支援等を行うこと、また、市町村が住民に対して実施する歯科口腔に関する施策や保健サービス等の取組に対して、同様に支援等を行うことを規定したものである。

【解説】

◆「その求めに応じて」

市町村への支援等を実施するに当たっては、市町村と緊密に連携を取り、それぞれの方針や地域の実情を十分に踏まえた上で、適切な情報の提供や専門的又は技術的な支援等を行うという姿勢を示している。

◆「専門的又は技術的な支援等」

歯及び口腔の健康づくりに関して、客観的で妥当な取組の実施を図るための支援、及び、歯科口腔保健医療サービスの提供における具体的な方法の助言等をいう。

(基本的施策の実施)

第10条 県は、歯及び口腔の健康づくりを推進するため、基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

【趣旨】

- 本条は、県として取り組むべき基本的な施策を掲げたものである。
- 各号で列挙している施策は、あくまで現時点における代表的な施策を例示しているものであり、施策の具体的内容は、本条で定める施策を基本的な柱としつつ、今後の歯科口腔疾患等に関する研究の進捗状況、国等の施策の動向、第12条に規定する実態調査の結果等を踏まえ、第8条に規定する歯科口腔保健推進計画の策定の際に検討するものとする。

第10条

(1) 歯及び口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに歯及び口腔の健康づくりに関係する者の連携体制の構築に関すること。

【趣旨】

- 本号は、情報の収集や提供、連携体制の構築について取り組むよう規定したものである。
- 歯科口腔疾患の予防方法や、全身の健康に与える影響等に関して、近年、新たな医学的知見が数多く公表されており、また今後も更に研究が進むことが想定されることから、常にそれらの知見を収集し、市町村や県民等に対して情報を提供することが重要である。
- また、歯及び口腔の健康づくりを推進していくためには、第5条に挙げた保健、医療、福祉、教育等、歯及び口腔の健康づくりに関係する者の連携協力が重要であることから、それぞれが緊密に連携し、取り組むことができる体制を構築することが必要である。

第10条

(2) 県民が定期的に歯科口腔に係る検診及び歯科保健指導を受けるための取組の推進に関すること。

【趣旨】

○本号は、歯科口腔に係る検診及び歯科保健指導を定期的に受けるための取組の推進について規定したものである。

○生涯を通じ、定期的な歯科口腔に係る検診及び歯科保健指導を受診することは、県民の歯及び口腔の健康づくりにとって非常に重要であることから、その取組の推進を行うことを規定している。

※令和3年10月改正により新設した。

第10条

(3) 市町村がフッ化物応用等により歯科口腔疾患の予防対策を行う場合、その実施に当たり必要な措置に関すること。

【趣旨】

○本号は、市町村が小中学校や保育園等においてフッ化物応用等（フッ化物洗口等のフッ化物応用に加えブラッシング指導等をいう。）による歯科口腔疾患の予防対策を行うに当たり、県が必要な措置を行うことを規定したものである。

【解説】

◆「フッ化物応用」

フッ化物応用（利用）は、歯質のむし歯抵抗性（耐酸性の獲得・結晶性の向上・再石灰化の促進）を高めてむし歯を予防する方法で、全身応用（経口的に摂取されたフッ化物を歯の形成期にエナメル質に作用させる）と局所応用（フッ化物を直接歯面に作用させる）がある。（出典：厚生労働省 e-ヘルスネット）

歯科口腔疾患の予防対策のためのフッ化物応用の具体的な方法としては、フッ化物洗口、フッ化物歯面塗布、フッ化物配合歯磨剤の使用等が挙げられる。

（参考）フッ化物洗口

フッ化物洗口は、とくに、4歳児から14歳までの期間に実施することがむし歯予防対策として最も大きな効果をもたらすとされている。また、成人の歯頸部う蝕や根面う蝕の予防にも効果があることが示されている。（出典：厚生労働省「フッ化物洗口ガイドライン」）

◆「歯科口腔疾患」

「口腔」とは解剖学的に口唇、歯肉、舌、頬部（頬粘膜）、口腔底、軟口蓋、硬口蓋等を指すものとされており、「歯」もその一部に含まれる。（第1条解説参照）

口腔に発症する代表的な疾患としては、歯に発症するう蝕症（いわゆる「むし歯」）、歯肉および歯槽骨に発症する歯周病等がある。また頬部、口唇、舌等の軟組織に発症する代表的な疾患として、口内炎や悪性腫瘍等がある。これらの疾患の進行や重症化は歯の喪失をはじめ、咀嚼や発音障害など口腔機能の低下につながると考えられる。

◆「必要な措置」

フッ化物応用等（フッ化物洗口等のフッ化物応用に加えブラッシング指導等をいう。）による歯科口腔疾患の予防対策を実施する市町村に対する情報提供や、専門的又は技術的な支援等が想定され、財政措置を伴う支援については、費用負担のあり方等を踏まえて検討することが必要である。

第10条

（4）市町村等が行う母子保健に関する事業、学校保健に関する事業、高齢者の保健に関する事業その他保健に関する事業との連携に関すること。

【趣旨】

○本号は、保健に関するさまざまな事業との連携に取り組むよう規定したものである。

○歯及び口腔の健康づくりについては、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の各ライフステージに応じた取組が、それぞれ根拠となる法に基づいて実施されており、県が歯及び口腔の健康づくりに関する施策を推進する上で、これらの事業との連携が重要であることを規定したものである。

・乳幼児期では、むし歯の好発時期であることを踏まえ、市町村において1歳6か月児、3歳児健診での歯科健康診査及び歯科保健指導が実施され、むし歯予防と噛むことの支援を図っている。また、市町村の実情において、2歳児、4歳児等に対する歯科健診等が行われている。

・学齢期では、幼児期のむし歯予防対策に加え、市町村が実施する学校健診等において、乳歯から永久歯への交換とともに顎骨の成長も含めた口腔の機能の確立を図っている。

・成人期では、歯を失う大きな原因である歯周疾患の罹患率が高まることから、生涯にわたって健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的として、歯周疾患検診、集団健康教育や歯周疾患健康相談等が市町村によって実施されている。

・高齢期では、おいしく、楽しく、安全な食生活を営むことによる生活の質の向上を支援するため、市町村の介護予防事業として「口腔機能の向上」が導入されており、介護の現場においては、介護保険を利用した口腔ケアサービスが実施されている。

【解説】

◆「母子保健に関する事業」

母子保健法に基づき、母性並びに乳幼児の健康の保持、増進を図るために行う保健指導、健康診査、医療等の活動をいう。

◆「学校保健に関する事業」

学校保健安全法に基づき、学校における保健管理に関し児童・生徒・職員等の健康の保持増進を図るために行う健康診断、健康相談、感染症予防措置等の活動をいう。

◆「高齢者の保健に関する事業」

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療広域連合が行う健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業等をいう。

◆「その他の保健に関する事業」

労働安全衛生法に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するために、健康管理や健康教育を行う活動（いわゆる産業保健）や市町村が住民のために健康増進法に基づいて行う健康増進事業等をいう。

第10条

- (5) 乳幼児、障害のある者、介護を要する者その他特に配慮を要する者に対する歯科口腔に関する保健医療サービスの確保に関すること。

【趣旨】

○本号は、特に配慮を要する者等に対する歯科口腔に関する保健医療サービスの確保に取り組むよう規定したものである。

【解説】

◆「乳幼児」

母子保健法で規定する乳児及び幼児をいう。

(参考) 母子保健法〔昭和40年8月18日法律第141号〕

第六条 この法律において「妊産婦」とは、妊娠中又は出産後1年以内の女子をいう。

2 この法律において「乳児」とは、1歳に満たない者をいう。

3 この法律において「幼児」とは、満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

(参考)

日本小児歯科学会「子ども虐待防止対応ガイドライン」(2009.6)(抄)

3) ネグレクトの口腔・歯の診断における注意点

養育者が子どもの世話をあまりしない、とくに十分な食事をさせず、歯磨きもしないため、多数のう蝕や歯肉の腫脹があれば、それ自体がネグレクトを十分疑わせる要因です。平成13年の東京都福祉局の報告によれば被虐待児の数は10年前に比べ20倍になっており、被虐待児のう蝕は6歳未満児の乳歯において一般の児の2～3倍高く、未処置歯数は7倍であり、6歳から12歳の永久歯においても、2～3倍高い数値を示しています。被虐待児は明らかに未処置歯のう蝕が多くみられます。またネグレクトを受けた児童は偏った食事、とくにカップ麺などのインスタント食品や清涼飲料類が多く、口腔清掃不良による極端な歯垢沈着や口臭などが見受けられます。

◆「障害のある者」

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律で以下のと

おり定義される障害者（児）を指す。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号）

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち 18 歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 2 項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち 18 歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって 18 歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。

◆「介護を要する者」

介護保険法で以下のとおり定義される要介護者及び要支援者を指す。

○介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）

第七条 この法律において「要介護状態」とは、身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分のいずれかに該当するもの

2 この法律において「要支援状態」とは、身体上若しくは精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について厚生労働省令で定める期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、又は身体上若しくは精神上の障害があるために厚生労働省令で定める期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、支援の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（以下「要支援状態区分」という。）のいずれかに該当するものをいう。

3 この法律において「要介護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 要介護状態にある 65 歳以上の者

二 要介護状態にある 40 歳以上 65 歳未満の者であって、その要介護状態の

- 原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるものによって生じたものであるもの
- 4 この法律において「要支援者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 要支援状態にある 65 歳以上の者
 - 二 要支援状態にある 40 歳以上 65 歳未満の者であって、その要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が特定疾病によって生じたものであるもの

◆「その他特に配慮を要する者」

妊産婦や身体障害者手帳等の交付を受けていないが身体機能等に障害を有する者、災害時の被災者等が想定される。

第10条

(6) 中山間地域等（山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件に恵まれず、歯科口腔医療等を受けることが困難な地域をいう。）における歯科口腔に関する保健医療サービスの確保に関すること。

【趣旨】

○本号は、歯科口腔に関する保健医療サービスを受けることが困難な地域において、その確保に取り組むよう規定したものである。

○本県においては、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件に恵まれない中山間地域等が多く、それらの中には、過疎化・高齢化の進行や公共交通等の不便さ等から、歯科口腔に関する保健医療サービスを受けるのに困難な無歯科医市町村・地区等となっている地域があるため、これらの地域における歯科口腔保健医療サービスを確保するための施策に取り組むよう規定したものである。

【解説】

◆「中山間地域等」

山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、歯科口腔医療・歯科健診を受けることが困難な地域や無歯科医市町村・地区等をいう。

なお、地形的には山間地ではないが、歯科口腔医療等を受けることが困難

な地域も含むものとする。

第 10 条

(7) 災害時における歯科口腔に関する保健医療サービスの迅速な提供のための体制の確保に関すること。

【趣旨】

○本号は、避難所等での二次的健康被害を予防する観点から、災害時における歯科口腔に関する保健医療サービスの提供体制確保に取り組むよう規定したものである。

※令和 3 年 10 月改正において新設した。

第 10 条

(8) 歯科及び医科の連携による保健医療サービスの充実に関すること。

【趣旨】

○本号は、歯科と医科の連携による保健医療サービスの充実に取り組むよう規定したものである。

※令和 3 年 10 月改正において新設した。

【解説】

◆「歯科及び医科の連携による保健医療サービス」

近年、糖尿病治療やがん治療の分野をはじめとして、歯科と医科の連携による疾患の予防・治療の取り組みが行われている。例えば、糖尿病については、その改善を図ることが歯周疾患の改善を図る上でも有効であるとされており、また、がんの治療中に口腔内のケア等を受けることで、経口栄養摂取による早期体力回復や誤嚥性肺炎の予防等により在院日数が減少することが示されている。

歯及び口腔の健康を保持増進していくことが、全身の健康の保持増進を図る観点からも重要であり、歯科領域と医科領域が連携して保健医療サービスを提供すること及びその充実を図ることが求められている。

第 10 条

(9) 歯科口腔に関する保健医療サービスに携わる者の確保及び資質の向上に関すること。

【趣旨】

○本号は、質の高い歯科口腔に関する保健医療サービスを実現するため、人材確保やその資質の向上に向けた取組の促進が必要であることから、人材育成に取り組むよう規定したものである。

※令和 3 年 10 月改正において、「歯及び口腔の健康づくりに携わる者」を「歯科口腔に関する保健医療サービスに携わる者」に改めた。

【解説】

◆「歯科口腔に関する保健医療サービスに携わる者」（第 2 条・第 5 条解説参照）

歯科口腔に関する保健サービス及び医療サービスに、直接的に従事する歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等の歯科専門職に加え、医師、保健師、看護師や栄養士等の従事者を含む。

◆「確保及び資質の向上」

県の公衆衛生専門学校における歯科衛生士の養成のほか、歯科口腔に関する保健医療サービスの提供に携わる者に対し、今後必要となる専門的な人材を養成するための研修の実施等が想定される。

第 10 条

(10) 歯及び口腔の健康づくりの推進に資する調査研究に関すること。

【趣旨】

○本号は、歯及び口腔の健康づくりに関し、より効果的に施策を実施するため、第 12 条に規定する実態調査に加えて、必要な調査・分析の実施に取り組むよう規定したものである。

第 10 条

(11) 歯及び口腔の健康づくりに関する普及啓発に関すること。

【趣旨】

○本号は、歯及び口腔の健康づくりに関し、その重要性について、県民の理解と関心を深めるための普及啓発に取り組むよう規定したものである。

【解説】

◆「普及啓発」

県民に向けた、シンポジウムやフォーラム、セミナー、イベント等の開催や、パンフレットの配付、県ホームページや電子メール等を活用した PR 活動等をいう。

日本歯科医師会の定める 4 月 18 日の「よい歯の日」、11 月 8 日の「いい歯の日」等を活用した普及啓発も想定される。

第 10 条

(12) 8020 運動（80 歳で自分の歯を 20 本以上維持することを目的とした取組をいう。）の推進に関すること。

【趣旨】

○本号は、すべての国民が健やかで豊かな生活を過ごすため、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした「8020（ハチマル・ニイマル）運動」の推進を継続し、県民の歯及び口腔の健康づくりの機運醸成を図ることに取り組むよう規定したものである。

【解説】

◆「8020 運動」

「令和 3 年度版厚生労働白書（414 ページ）」

歯・口腔の健康は、摂食や構音などを良好に保つために重要であり、食事や会話を楽しむなどの生活の質（QOL）の向上にも大きく寄与する。厚生労働省では、1989（平成元）年から 80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保つことにより、健やかで楽しい食生活を過ごそうという「8020（ハチマル・ニイマル）運動」を推進しており、8020 達成者の割合は 1987（昭和 62）年の

7.0%から2016（平成28）年には51.2%へ増加している。…（以下略）。

（参考）

なお、近年、6024（60歳で自分の歯を24本以上保つことを目的とする）という目標も用いられるようになってきている。

第10条

（13）オーラルフレイル対策（心身の機能低下につながる口腔機能の虚弱な状態を早期に把握し、及び回復させ、並びに当該状態となることを予防するための取組をいう。）の推進に関すること。

【趣旨】

○本号は、全身の健康維持の第一歩としてオーラルフレイルを予防するための取組が重要であることから、その推進に取り組むよう規定したものである。
※令和3年10月改正において新設した。

【解説】

◆「フレイル」

高齢になって心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態をいう。筋力などの身体機能の低下より先に、社会参加など他社との交流が減ったり、口の機能が衰えること（オーラルフレイル）から始まるとされる。

（参考）

日本歯科医師会「歯科診療所におけるオーラルフレイル対応マニュアル2019年版」

加齢に伴い心身の健康は徐々に低下し、虚弱に傾きながら自立度低下を経て要介護状態に陥っていきます。全国民への予防意識を高めることも視野に入れ、2014年に日本老年医学会から虚弱（frailty）のことを「フレイル」と呼ぶことが提唱されました。

◆「オーラルフレイル」

口に関するささいな衰えを放置したり、適切な対応を行わないままにしたことで、口の機能低下、食べる機能の障がい、さらには心身の機能低下までつながる負の連鎖が生じてしまうことに対して警鐘を鳴らした概念。

◆「オーラルフレイル対策」

オーラルフレイル対策に関する「普及啓発」、「県民参加の予防活動」、「歯科口腔医療提供体制の整備」の3つの要素を連動し、推進することが想定される。

第10条

(14) 前各号に掲げるもののほか、感染症の予防対策、たばこによる歯及び口腔の健康被害の防止対策、糖尿病等の生活習慣病の予防対策その他の歯及び口腔の健康づくりを推進するために必要な事項に関すること。

【趣旨】

○本条の(1)号から(13)号までに例示した施策以外に必要な施策を行う場合を想定し規定したものである。

※令和3年10月改正において「感染症の予防対策」を追加した。

【解説】

◆「感染症の予防対策」

口腔内の清掃状態の悪化により免疫機能が低下すると、感染リスクが高くなることから、適切な口腔ケアにより口腔内を清潔に保つことは、ウイルス感染・重症化予防等につながるとの研究成果が発表されている。

(参考：松山州徳(国立感染症研究所)「プロテアーゼ依存的なコロナウイルス細胞侵入」ウイルス第61巻第1号，P109-116，2011)

このようなエビデンスに基づいた情報を、県民等に普及啓発すること等が必要である。

◆「たばこによる歯及び口腔の健康被害」

「日本歯科医師会禁煙宣言」によると、「喫煙は口から行われるため口腔領域に直接的影響を及ぼし、歯周疾患、口腔がん、根面のう蝕、口唇・口蓋裂、歯の喪失、歯や歯肉の着色、口臭など、その被害は多様である。さらに、喫煙は、歯周治療、インプラント、抜歯等の術後治癒に影響し、治療歯の喪失や充填物の着色など主要な歯科治療の効果にも重大な影響を及ぼす」とされていることから、歯及び口腔の健康づくりの推進のため、積極的に禁煙支援等のたばこ対策を推進するものである。

◆「糖尿病等の生活習慣病の予防対策」（第10条（8）解説参照）

近年、歯及び口腔の健康を保持増進していくことが、糖尿病、動脈硬化等の生活習慣病の予防につながるとの医学的科学的知見が示されていることから、全身の健康の保持増進を図る観点からも、歯及び口腔の健康づくりを推進していくこととしている。また、糖尿病については、歯周疾患を治療すると血糖コントロールが良好になることや、糖尿病が改善すると歯周疾患も改善すること等が示されていることから、歯科領域と内科領域が連携して各種取組を推進することも重要である。

＜参考＞口腔の健康状態と全身的な健康状態の関連

(e-ヘルスネット(※)より)

口腔の疾患はさまざまな全身疾患と関連していることが報告されており、口腔の健康状態は全身的な健康状態と密接な関連があります。そのため、口腔の健康状態を維持、改善するための歯科治療は、全身的な健康状態の維持にとって欠かせないものと考えられます。

【口腔の疾患と全身疾患との関連】

代表的な口腔の疾患にはう蝕（むし歯）と歯周病があります。特に歯周病はさまざまな全身疾患と関連していることが報告されています。なかでも歯周病と糖尿病との関連はエビデンスが高いものとして知られています。糖尿病は糖代謝異常により高血糖状態となる代謝疾患であり、国内の患者数が多い疾患の一つです。糖尿病の主な合併症には、糖尿病性網膜症、糖尿病性腎症、糖尿病性神経障害などがあります。また、糖尿病による免疫機能の低下から易感染性（感染しやすい状態）となることで歯周組織の炎症が進み歯周病が悪化することから、歯周病は糖尿病の合併症としても認識されています。多くの疫学調査は、糖尿病患者の歯周病が進行していることを示しており、また歯周病のある糖尿病患者に歯周治療を行うことで、血糖コントロールの指標となるHbA1cに改善が見られることから、歯周病と糖尿病の間には双方向的な関連があるといわれています。日本歯周病学会による「糖尿病患者に対する歯周治療ガイドライン」は、糖尿病患者に対する歯周治療を推奨しており、日本糖尿病学会が発行した「糖尿病診療ガイドライン2019」でも、2型糖尿病患者に対する歯周治療により血糖が改善する可能性があることから、糖尿病患者への歯周治療を推奨しています。糖尿病患者に対して歯周治療を行うことは、歯周病の改善だけではなく糖尿病のコントロールにも有効であると考えられます。

その他にも、歯周病は、心疾患や慢性腎臓病、呼吸器疾患、骨粗鬆症、関節リウマチ、悪性新生物（がん）、早産・低体重児出産など、さまざまな全身疾患と関連していることが報告されています。それらのなかにはエビデンスが十分ではないものもありますが、いずれにしても、歯周病を治療することにより口腔の健康を維持することは、全身の健康維持にとっても重要であるといえるでしょう。

【口腔と全身の健康状態に関連するコモンリスクファクター】

日本人の死亡のうち、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病による死亡は、死亡全体の半数以上を占めています。生活習慣病は、その名の通り、食生活、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの日ごろの生活習慣が原因となって起こるさまざまな病気のことをいい、生活習慣病の発病や悪化に関係する好ましくない習慣は、生活習慣病のリスクファクター（危険因子）と呼ばれています。

う蝕や歯周病などの口腔疾患は歯磨きなど口腔清掃習慣の影響を強く受けますが、食生活や喫煙など全身の生活習慣病と関連の深い生活習慣の影響も受けており、生活習慣病と多くのリスクファクターを共有しています。う蝕や歯周病を予防し健康な口腔状態を保つためには、口腔を清潔に保つだけでなく、食生活の改善や禁煙なども重要な要素であり、そのことは全身の健康維持にも繋がります。

【高齢者の口腔の健康と全身の健康の関連】

高齢者では、う蝕や歯周病などによって多くの歯を失うことで咀嚼機能や嚥下機能といった口腔の機能が低下し、食生活に支障をきたして十分な栄養が摂れなくなると低栄養のリスクが高まります。高齢者の低栄養は、筋肉量の減少によるサルコペニアやロコモティブシンドローム（運動器症候群）につながり、要介護となるリスクを高めます。そこで、高齢者の口腔機能低下のリスクに対応するために、咀嚼機能や嚥下機能などの口腔機能の状態を評価する口腔機能検査が、歯科医療機関や後期高齢者の歯科健診で広く行われるようになってきました。口腔機能の低下が疑われる場合は、適切な歯科治療や口腔機能を向上させるためのトレーニングを行うことで、口腔機能の改善を図り、全身の健康維持に努めることが望まれます。

※ e-ヘルスネット…『健康づくりに役立つ情報や、自分でできる健康状態チェック、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定保健指導を行うためのコンテンツを提供する』ことを目的に、厚生労働省が開設したインターネットのサイト

◆「その他の歯及び口腔の健康づくりを推進するために必要な事項」

今後、歯科口腔疾患に関する研究の進捗状況、国等の施策の動向、第 12 条に規定する実態調査の結果等から、歯及び口腔の健康づくりを推進する上で新たなニーズが生じることも予想されることから、第 1 号から第 13 号までに掲げる事項、第 14 号の「感染症の予防対策」、「たばこによる歯及び口腔の健康被害の防止対策」及び「糖尿病等の生活習慣病の予防対策」以外に、歯及び口腔の健康づくりを推進する上で必要となる施策を想定したものである。

(歯と口の健康週間)

第11条 県民の間に広く歯及び口腔の健康づくりについての関心と理解を深め、県民が積極的に歯科口腔疾患を予防する意欲を高めるため、歯と口の健康週間を設ける。

2 歯と口の健康週間は、6月4日から同月10日までとする。

3 県は、歯と口の健康週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

【趣旨】

○本条は、歯及び口腔の健康づくりについての県民の関心と理解を深めるため、6月4日「むし歯予防の日」から始まる「歯と口の健康週間」を設けるとともに、同週間における行事の実施を規定したものである。

【解説】

◆「歯と口の健康週間」

歯及び口腔の健康づくりに関する正しい知識を国民に対して普及啓発するとともに、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着を図り、併せてその早期発見及び早期治療等を徹底することにより歯の寿命を延ばし、もって国民の健康の保持増進に寄与することを目的に、国において、昭和33年から平成24年までは「歯の衛生週間」として、平成25年からは「歯と口の健康週間」として、現在の形で、6月4日から10日まで行われるようになった。(前身は、昭和3年に日本歯科医師会が6月4日に行った「ムシ歯予防デー」)

この「歯と口の健康週間」は、すでに多くの県民に認知されているものの、現時点では法律上の位置付けがなされていないため、条例の規定による位置付けを行うことで、県民に対し「歯及び口腔の健康づくり」に関する意識啓発を図るために規定したものである。

(歯科口腔保健に関する実態調査等)

第12条 知事は、歯及び口腔の健康づくりの総合的な推進を図るための基礎資料とするため、おおむね5年ごとに歯科口腔保健に関する実態調査を行うものとする。

2 県は、幼児期からの県民の歯及び口腔の健康づくりを効果的に推進するため、幼児、児童及び生徒の歯科口腔疾患の状況について、毎年調査を実施するものとする。

【趣旨】

○本条は、知事に対し、歯及び口腔の健康づくりに関する施策推進の基礎資料とするため、歯科口腔保健に関する実態調査を行うことを規定したものである。

○第2項は、特に幼児、児童及び生徒の歯科口腔疾患の状況について、毎年調査を行うことを規定したものである。

【解説】

◆「歯科口腔保健」

歯及び口腔の良好な状態（口腔疾患及び口腔機能の障害がなく、全身の健康を阻害しない、あるいは増進する状態）と、それを達成するための取組をいう。

◆「実態調査」

実効性のある推進計画を定め、効果的に施策を推進するためには、県民の歯及び口腔の健康に関する状況や、推進計画の進捗状況を調査等によって把握する必要があることから、「県民歯科保健実態調査」がおおむね5年毎に実施されている。

◆「調査（第2項）」

特に幼児期からの歯及び口腔の健康づくりの推進を図るため、「学校保健統計調査（県教育委員会）」及び「1歳6か月児、3歳児健康診査」（健康福祉部）が毎年実施されている。

(財政上の措置)

第13条 県は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

○本条は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、県が必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを規定したものである。

○県に予算措置を直接義務付けるものではないが、具体的な施策の策定及び実施に当たっては、必要な予算措置に努める必要があることを明らかにしたものである。

【解説】

◆「財政上の措置」

予算案の作成、議会への提出、予算の執行などの一連の手続き・対応を指すものであり、各条に規定する「必要な措置」が円滑に講じられるようにするための前提となる予算措置を指している。

財政上の措置については、経済状況や財政状況により影響を受けるため、具体的な事業の必要性や妥当性、効率性等が検討された上で個別に決定されるものである。

(施策の実施状況の報告及び公表)

第14条 知事は、毎年、県が講じた歯及び口腔の健康づくりに関する施策の実施状況について、議会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

【趣旨】

○ 本条は、執行機関の総括者である知事に対し、推進計画に定める歯及び口腔の健康づくりに関する施策の実施状況等を、毎年、議会に報告するとともに、その概要を毎年作成公表することを義務付けたものである。

【解説】

◆ 「県が講じた歯及び口腔の健康づくりに関する施策の実施状況」
推進計画に定める歯及び口腔の健康づくりに関する施策の実施状況を指すものである。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【趣旨】

本条は、この条例の施行日について規定したものである。

附 則（令和 3 年条例第 33 号）

この条例は、公布の日から施行する。

【趣旨】

○本条は、長野県歯科保健推進条例の一部を改正する条例（令和 3 年長野県条例第 33 号）の施行日（令和 3 年 10 月 18 日）について規定したものである。